

国際法による環境の扱い方

- 原因発生国・被害国を特定できる場合
 - 越境汚染
- 被害国を特定できない場合
 - 国際公域の汚染
 - 環境そのものに対する脅威 生態系・生物多様性
- 原因発生国も被害国も特定できない場合
 - オゾン層破壊
 - 気候変動

国連

- 環境を扱う権限
 - [憲章](#) 1 条？
 - 55 条？
- 機関
 - 総会
 - ◇ 環境に関する決議採択 13 条
 - 環境権決議 [A/RES/76/300](#)
 - ◇ 会議の開催決定
 - [人間環境会議](#)
 - [環境開発会議](#)
 - [持続可能性会議](#)
 - ◇ 総会が選ばれる理由
 - 政治的重要性
 - 国内担当部局との関係
 - FAO だと農水省
 - UNEP だと環境省
 - 安保理
 - ◇ [S/RES/687 \(1991\)](#), para. 16
 - ◇ [気候変動に関する議論](#)
 - 経社理
 - ◇ SDGs 検証 [A/RES/70/299](#) パラ 3 以下
 - ◇ 専門機関との窓口 憲章 64 条
 - ◇ NGO との窓口 憲章 71 条
 - UNEP

- ◇ [A/RES/2997 \(XXVII\)](#)により設立
- ◇ [条約事務局としての機能](#) A/RES/55/198
- ◇ 条約作成
 - [水俣水銀条約](#)
- ◇ 非拘束的規範の作成
 - [Cairo Guidelines and Principles for the Environmentally Sound Management of Hazardous Wastes](#)
- ◇ 国際機構 (専門機関) になるべき？
- [地域委員会](#) 特に [UNECE](#)
- ◇ [条約リスト](#)

専門機関

- [FAO](#) [駐日事務所](#)
 - 条約作成
 - ◇ [Compliance Agreement](#) 外務省による[説明](#)
 - ◇ [ITPGR](#) 外務省による[説明](#) 農水省による[説明](#) (下までスクロール)
 - ◇ [Agreement on Port State Measures](#) 外務省による[説明](#)
 - 非拘束的規範の作成
 - ◇ [Code of Conduct on Responsible Fishing](#)
 - ◇ [Reykjavik Declaration on Sustainable Fisheries](#)
- [IMO](#) 国交省による[説明](#)
 - [条約作成](#)
 - ◇ MARPOL
 - ◇ SOLAS
 - ◇ バラスト水条約
 - 批判
 - ◇ [理事会 \(Council\) の構成](#)

国連関連国際機構

- IAEA
 - [チェルノブイリ事故への対応](#)
 - [福島第一原発処理水放出への対応](#)
 - ◇ 経産省 [IAEA によるレビュー](#)

国際機構？

- Global Environmental Facility
 - 役割 “[funder](#)” 「[資金を提供する](#)」
 - [資金提供例](#)
 - [機構的構造](#)
 - 法的地位
 - ◇ 1991 年設立 [IBRD Board of Executive Directors Resolution 91-5](#)
 - 法的地位につき説明なし
 - ◇ 1994 年 [Instrument for the Establishment of the Restructured Global Environment Facility](#)
 - やはり説明なし
 - パラ 7 Participation
 - パラ 34 コンセンサスによる終了

以上